

# 町立金山診療所における個人情報保護方針

## 患者さんの個人情報の取り扱いについて

当診療所では、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療を提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いについても、金山町個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び個人情報保護関連の各種法令等に基づき、以下のように対応しています。

町立金山診療所 所 長

### 1) 個人情報の取得について

当診療所は、患者さんへの医療の提供に必要な範囲で、患者さんの個人情報を取得します。

### 2) 個人情報の利用及び提供について

当診療所は、取得した患者さんの個人情報を、条例第7条第1項各号（※）に該当する場合を除き、別掲の「当診療所における患者さんの個人情報の利用・提供の目的」に記載された目的以外の目的のために、当診療所内で利用し、又は第三者に提供することはいたしません。なお、条例第7条第1項各号に該当するものとして患者さんの個人情報を利用・提供する場合についても、患者さんの権利利益を不当に侵害することのないよう適切に取り扱うものとします。また、条例第7条第1項各号によりあらかじめ患者さんご本人の同意を得た場合であっても、患者さんからの申し出により、いつでも当該同意を取り消すことが可能です。

### 3) 個人情報を取り扱う事務の委託について

患者さんの個人情報を取り扱う事務を外部に委託する場合は、委託先に提供する患者さんの個人情報は、当該委託事務の目的の範囲内での必要最小限のものとするとともに、契約において委託先に個人情報保護のための所要の措置を義務付けることにより、個人情報の適正な取り扱いを確保します。

### 4) 個人情報の開示等について

個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止については、条例に

基づき対応します。

#### 5) 個人情報の適正管理について

当診療所は、保有する患者さんの個人情報、漏えい、滅失又はき損することのないよう適切な安全管理措置を取るとともに、診療所内における個人情報保護の取り扱いについて継続的に見直し、改善していきます。

#### 6) 問い合わせ窓口について

上記及びその他当診療所における個人情報保護に関するお問い合わせは、以下の窓口をご利用ください。

窓 口：電話番号 0233-52-2915 事務長

#### ※金山町個人情報保護条例（抜粋）

（目的外利用及び外部提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版又は報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないとみとめられるとき。
- (5) 当該実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合で、利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと実施機関が認めるとき。

# 町立金山診療所における 患者さんの個人情報の利用・提供の目的

## 1) 患者さんへの医療の提供に必要な目的

### (1) 当診療所での利用

1. 患者さんへの医療サービスの提供
2. 医療保険・労災保険・公費負担医療等に関する事務
3. 患者さんに係る当診療所の管理運営業務のうち、
  - ①入退院等の病棟管理
  - ②会計・経理
  - ③医療事故等の報告
  - ④当該患者さんへ提供する医療サービスの向上

### (2) 当診療所外への提供

1. 当診療所が患者さんに提供する医療サービスのうち、
  - ①他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
  - ②他の医療機関からの照会への回答
  - ③患者さんの診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求めること
  - ④ご家族等への病状説明、検体検査業務その他の業務委託
2. 医療保険・労災保険・公費負担医療等に関する事務の委託
3. 医療保険・労災保険等の事務のうち、
  - ①審査支払機関へのレセプトの提出
  - ②審査支払機関又は保険者からの照会への回答
4. 公費負担医療に関する事務のうち、
  - ①行政機関等へのレセプトの提出
  - ②行政機関等からの照会への回答
5. 事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
6. 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

## 2) その他の目的

### (1) 当診療所での利用

1. 当診療所の管理運営業務のうち、
  - ①医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ②医療の質の向上を目的とした当診療所内での症例研究
  - ③当診療所の職員を対象とした教育・研修
  - ④当診療所において行われる医療実習への協力
2. 医学研究・学術研究のための資料（学会での発表又は学会誌への報告の場合等は、個人を識別できないように匿名化するものとし、症例等により匿名化が困難な場合は、あらかじめ患者さんの同意を得るものとします。）

### (2) 診療所外への提供

1. 当診療所の管理運営業務のうち、
  - ①外部監査機関による審査
2. 法令に基づき医療機関及び医療従事者に求められる行政機関等への提出・報告等
3. 公衆衛生の向上を目的とする調査・研究への協力

### 《付 記》

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨を受付窓口においてお申し出ください。
2. お申し出がない場合は、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。